

国際生物学オリンピック日本委員会規則

制定 平成17年 2月23日

改正 平成19年11月 1日

(名称)

第1条 本会は、「国際生物学オリンピック日本委員会」といい、「IBO 日本委員会」と略称する(以下「本委員会」という。)。英文表記では「Japan Biology Olympiad Committee」といい、JBO と略称する。

(目的)

第2条 本委員会は、国際生物学オリンピックの趣旨に賛同して、我が国において、国際生物学オリンピックに出場する代表者を選出するための国内大会等を開催し、代表者を国際生物学オリンピックに派遣する活動を通じ、広く国内の高等学校等の生徒に生物学の知識を普及しつつ、関心の向上と理解の増進を図るとともに、派遣する代表者に国際的体験をさせることにより、将来の我が国の科学技術を支える人材の育成を図ることを目的とする。さらに、国際的な研究者・教育関係者の交流を通じ、我が国の生物学教育の充実・発展に寄与することを目指す。

(活動内容)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる活動を行う。

1. 国際生物学オリンピック要綱に従い、代表者選出を目的とした国内大会の開催、国際生物学オリンピックへの日本代表の派遣及び国際生物学オリンピックに係わる教育普及事業を行うほか、国内の高等学校の生徒等に対する生物学の理解増進を図るための事業等を計画し、実施する。
2. 国際生物学オリンピックを我が国において開催することについての実施計画の企画・検討を行う。
3. 第1号及び第2号の事業(以下「本事業」という。)を円滑かつ効果的に推進するために、国際生物学オリンピック等に係わる情報を収集し、目的達成のために関係する機関、団体、国際生物学オリンピック本部等との必要な連絡、調整を行う。
4. 本事業を実施するために必要に応じて資金の調達を行う。
5. 国際生物学オリンピック日本委員会のホームページの運営管理をはじめとする広報・周知活動を行う。

(本委員会の組織)

第4条 本委員会に、本委員会の意思決定機関として組織委員会を置き、組織委員会の下に事業の運営機関として運営委員会を置く。

(組織委員会の構成及び委員長等)

第5条 組織委員会は、第2条及び第3条の趣旨に賛同する学会その他の団体を代表する者及び個人をもって構成するものとし、委員は組織委員会の決議により選任される。組織委員会は、委員の中から組織委員長1名、組織副委員長を選任する。組織委員長は、国際生物学オリンピック日本委員会委員長として本委員会を代表し、その業務を総理する。組織副委員長は、組織委員長を補佐し、組織委員長に事故あるときは、組織委員長が予め指名する組織副委員長が職務を代行して行う。

(組織委員会の権能)

第6条 組織委員会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

1. 本事業の活動方針及び事業計画
2. 本委員会規則の改訂
3. 本事業に関する予算及び決算
4. 組織委員会及び運営委員会の委員の任免
5. 監事の任免及び顧問の招聘
6. その他本委員会の運営に関する重要事項

(組織委員会の招集、定足数及び議決方法等)

第7条 組織委員会は、組織委員長が招集する。定足数は総員の2分の1以上とし、議長は出席した委員の中から選任する。組織委員会の議事は、原則として過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。やむを得ない理由により組織委員会に出席できない委員は、書面をもって他の委員を代理人として委任して表決することができる

(組織委員会の委員の任期)

第8条 組織委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は他の委員の任期満了までとする。

(運営委員会の業務及び委員長等)

第9条 運営委員会は、組織委員会の決定に基づく本委員会の事業についての具体的な実施計画の立案、協議及び決定を行うものとし、業務の内容に応じ必要な部会を置く。運営委員会には、運営委員長1名、運営副委員長若干名を置き、運営委員長に事故あるときは、運営委員長が予め指名する順位により運営副委員長がその職務を代行して行う。

運営委員長は、組織委員会委員であるものとし、組織委員会の議決によって選任する。

(運営委員会に置く部会及びその分担業務)

第10条 前条により運営委員会に置く部会及びその分担業務は、運営委員長が運営委員会の議決を得て決定する

部会には、主査及び副主査を置くものとし、運営委員会の各委員が分担して担当する。

(運営委員会の招集、定足数及び議決方法等)

第11条 運営委員会は、運営委員長が招集する。定足数は総員の2分の1以上とし、議長は運営委員長があたる。

運営委員会の議事は、原則として出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条の組織委員会の委員の任期に関する規定は、運営委員会の委員について準用する。

(監事)

第12条 本委員会に監事1名を置く。

監事は、組織委員会の議決によって選任し、本委員会の事業及び経理を監査するほか、組織委員会及び運営委員会に出席し意見を述べることができる。

第8条の組織委員会の委員の任期に関する規定は、監事について準用する。

(本委員会の位置づけ等)

第13条 本委員会は、財団法人日本科学技術振興財団（以下、「JSF」という。）に置くものとし、本事業にかかる資産管理、経理処理はJSFにおいて会計を他と区別して適切に行う。本事業に係る契約行為等はJSFの法人格により行う。

(事務局及び事務局長)

第14条 本委員会に必要な事務処理等を行うための機関として事務局を置く。

事務局長には、JSFの専務理事をもって充てる。

事務局長は、組織委員会及び運営委員会に出席して議案を提出する他、意見を述べることができる。

(顧問)

第15条 本委員会には有識者を顧問として招聘することができる。

(事業年度及び会計年度)

第16条本委員会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終るものとする。

附 則

この会則は、平成19年11月1日より施行する。